

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年4月24日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官
(説明員) (人材局)
澤田企画課長

議 題

平成26年人事院公示第13号の一部改正

議事の概要

- 議題「平成26年人事院公示第13号の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、土生人事官から、今回措置した選考採用を活用してもらうためには、各府省に周知することが必要との意見があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

平成 26 年人事院公示第 13 号の一部改正について

令和 7 年 4 月 24 日
人 材 局

1 改正の背景

(1) 選考採用について

職員の採用は、国家公務員法第36条において原則として競争試験によることとされているが、係員の官職以外の官職に採用しようとする場合又は係員の官職でも人事院規則で定める場合には、選考の方法によることができる。

このうち、係員の官職の選考採用については、人事院規則 8—12（職員の任免）第 18 条第 1 項各号において選考により採用できる場合を限定列挙しており、さらに、同項第 4 号において選考採用できる官職として規定する特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職については、平成26年人事院公示第13号において具体的に定めている。

(2) 情報管理分野等に係る業務の専門性の高まりと競争試験の現状について

情報管理分野や情報技術解析分野においては、取り扱う技術の高度化・専門化が顕著であり、これらの分野の業務に的確に対応していくためには、情報処理技術に関する一定の水準以上の知識、技術等の能力を有する者を係員の段階から採用することが必要不可欠となっている。

こうした能力を有する者を採用する仕組みとして、現行制度では一般職大卒程度試験のデジタル・電気・電子区分の最終合格者から採用する方法があるが、近年、同区分の最終合格者数が採用予定数を下回っており、多くの府省において採用予定数を充足できていない状況となっている。

(3) 情報処理技術に関する一定の水準以上の能力を検証可能な試験について

デジタル・電気・電子区分と比べてデジタル分野に特化した出題がなされ、かつ、デジタル分野の中では広範な出題分野による能力検証を行っている国家試験として、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する試験が挙げられる。当該試験では、基礎知識が問われるレベル 1 から高度な専門知識が求められるレベル 4 まで区分されているところ、当該試験のうち、最も受験者数及び合格者数が多い応用情報技術者試験（レベル 3）については、2024 年度では合格者の約 30%（6,047 人）が 24 歳以下となっており、候補者となり得る学生等も多く合格している状況にある。

以上により、本件では、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する国家試験のレベル 3 以上のいずれかの試験の合格に必要な専門的知識等を有する者を採

機密性2情報

用できるようにすることが望ましいと考え、各府省における必要な採用数の充足のため、当該者を幅広く確保できるよう、選考による採用を可能としたい。

なお、各府省において選考採用を行う際には、広く募集を行い、論文試験や人物試験などにより受験者の能力実証を行うこととなる。

2 改正事項

係員として選考の方法により採用できる「特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職」の範囲を拡大するため、平成26年人事院公示第13号の改正を行う。

3 公布日・施行日

令和7年5月1日公布、同日施行

以 上

人事院公示第〇号

人事院は、人事院規則 8—12（職員の任免）第 18 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 26 年人事院公示第 13 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 5 月 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 （略）	1 （略）
2 規則第 18 条第 1 項第 4 号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。	2 規則第 18 条第 1 項第 4 号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。
一 （略）	一 （略）
二 主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職	二 主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職

(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第9条第1項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第3条第2項第3号に規定する高度試験のいずれか若しくは応用情報技術者試験の合格に必要な専門的知識又は技術を特に必要とする官職</u>	(新設)
(3)・(4) (略)	(2)・(3) (略)
三 (略)	三 (略)
3～5 (略)	3～5 (略)

2 この決定による改正は、令和7年5月1日から効力を発生する。